

標準処理期間の未設定理由

番号 1

処 分 名	松山市民会館の許可事項の変更
根 拠 法 令 名	松山市民会館条例
条 項	第4条
所 管 課	文化・ことば課

【標準処理期間を未設定とした理由】

施設の利用に際し、利用者間の調整も必要な場合があり、一概に処理期間を設定することが困難であるため。